

パブリックコメント手続制度

安全・安心で平穏な生活へ 暴力団排除条例骨子(案)に意見を

市では、暴力団排除のため必要措置を講じ、市民の安全・安心な生活を確保するため「舞鶴市暴力団排除条例」の策定を進めています。

このたび、条例骨子(案)

《基本理念》暴力団を恐れぬ市民の安全・安心な生活を確保するため「舞鶴市暴力団排除条例」の策定を進めています。

《条例骨子(案)の概要》

《目的》暴力団排除に関する基本理念を定め、暴力団排除のための市の取り組みなど、必要な施策を定めることにより、市民の安全・安心で平

新事業創出に係る経費助成制度

1事業を採択

新たなビジネスモデルの構築や新商品の研究開発などに必要な経費を助成する「リーディング産業チャレン

4月25日に商工観光センターで公開プレゼンテーションを実施。来場者の評価も参考に、後日、専門家構成する「ファンド委員会」が内容を審査し、5事業の中から1事業を採択。採択事業に1,000万円の交付を決定しました。

《花のある生活を！ 産地直販型花卉ビジネス》

《事業者》(株)アグライベ

約させるなど必要な措置を講じるよう努める

《提出方法》様式は自由。舞鶴市暴力団排除条例骨子(案)に対する意見」と明記して、郵送か持参、ファクス、電子メールで市民相談課へ。匿名電話、口頭による意見は受け付けません。

《募集期限》6月20日(水)

《条例骨子(案)の公表場所》市民相談課のほか、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館で閲覧できます。市ホームページにも掲載。

《提出された意見の取り扱い》提出された意見などを考慮して最終案を作成し、議会へ提案します。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します(氏名などは公表しません)。詳しくは、同課(☎66・1006)へ。

24年度市市民税 納税通知書を送付

平成24年度に納めていた

市市民税・固定資産税のお知らせ

24年度市市民税 納税通知書を送付

平成24年度に納めていた

《税制改正による市市民税の控除の改正》

《扶養控除》年少扶養親族(16歳未満)に対する控除を廃止

《同居特別障害者加算の特例措置》扶養控除または配偶者控除への加算(23万円)から障害者控除への加算に変更

《固定資産税 耐震・バリアフリー改修などで減額》

住宅に一定の要件を満たす耐震改修やバリアフリー改修、窓や天井などの断熱性を高める省エネ改修を実施した

詳しくは、産業振興・雇用課(☎66・1021)へ。

文化振興基本指針策定懇話会 委員を募集

本市の文化資源の活用方法や文化振興の目指すべき方向性を示す(仮称)舞鶴市文化振興基本指針の策定に向け「舞鶴市文化振興基本指針策定懇話会」を設置。意見や提言をいただく委員を募集します。

地域づくりサポート制度 モデル地域を募集



市では、より住みやすく元気な地域づくりを進めていくため、将来の夢を描き、

その実現に向け取り組もうとする地域を市が支援する「地域づくりサポート制度」のモデル地域を募集します。

《対象団体》自治会や自治連合会、区長会

《募集団体数》2団体

《選考方法》地域の主体性や社会ニーズの優先性などを基準に選考委員会で決定(結果は7月中旬にすべての応募団体に通知)

《申し込み方法》団体名、代表者の住所、氏名、電話番号、取り組みたいテーマ、分野(環境美化や地域福祉、防災・防犯、地域ぐるみの子育てなど)、応募(テーマ選定)理由、目指すべき地域のイメージを郵送かファクス、電子メールで企画政策課へ。6月29日(金)必着。

詳しくは、同課(☎66・1042、℡62・5099)へ。

情報公開・個人情報保護制度

23年度の運用実績まとめ

情報公開・個人情報保護制度の平成23年度運用実績がまとまりました。

《情報公開制度》行政文書の開示請求件数は79件(22年度は64件)。実施機関別では、市長が61件、教育委員会が4件、水道事業管理者が13件、議会が1件。請求に対する決定は、全部開示が34件、部分開示が30件、不開示が1件、不

存在が14件。なお、不

存在および部分開示に対する不服申立てがそれぞれ1件ずつ、計2件ありました。

《個人情報保護制度》個人情報の開示請求件数は11件(22年度は10件)。実施機関別では、市長が5

件(戸籍証明請求書など)、

病院事業管理者が4件(外来診療録・検査フィルムな

活動報告書)。請求に対する決定は、全部開示が10件、

不開示が1件。部分開示などに対する不服申し立てはありません

でした。

《全部開示》舞鶴市随

意契約実務指針(管財契約課)

《寄贈物品受納書(都市計画課)

《中丹地区教科用図書の採択に係る文書(学校教育課)

《入札起工同の起案紙(水道部業務課) ほか

《部分開示(法人情報などを除き開示)

《一般廃棄物指定ごみ袋製造業務委託契約書(生活環境課)

《固定資産基礎資料作成業務委託契約書(税務課)

《工事に係る工事設計書(下水道建設課) ほか

《不開示(個人情報のため)懲戒処分に係る顛末

係(☎66・1038)へ。